

基安化発1222第2号
令和3年12月22日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について (一部改正)

標記については、令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」により傘下の会員事業場等に対して周知いただくとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をさせていただいているところですが、最新の知見等を踏まえ、同通知について、別添のとおり、改正しました。

つきましては、貴団体におかれまして、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」の2(2)中に記載している「厚生労働省ホームページ」については、以下のとおりです。

厚生労働省ホームページ(トップページ) > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 個別分野の化学物質対策について

中の「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html>